府立支援学校、知的障がい生徒自立支援コースを設置する府立高校、共生推進教室を設置する府立高校（以下、支援学校等）に在籍する、しょうがいのある生徒の職場実習に御協力をお願いします。

しょうがいのある人に限らず、仕事に就くことは、人生の「喜び」や「生きがい」につながるものです。しかし、しょうがいのある生徒の就職は、未だ厳しい状況にあります。

支援学校等では、卒業後の社会的自立に向けて、「職場実習」という現実的な条件の下で体験・学習し、実習を通じて明らかになった課題を、学校や家庭でフィードバックしながら、社会に出ても自信を持って働くことができるように、日々の学習に取り組んでいます。

**たとえば、こんな仕事ができます**

・小売業：加工、品出し、陳列、梱包、販売　等

・飲食業：調理補助、食器洗い、接客、清掃　等

・医療・福祉サービス：介護補助、室内清掃、事務補助　等

・製造業

　食料品関連：パック・箱詰め、シール貼り　等

　金属関連：伸線工、メッキ工、研磨工、製罐（検品）　　等

　電気機械・精密機器関連：部品組立　等

　紙器・印刷関連：加工品製造補助、印刷補助　等

・建築業：運搬、塗装、ボルト組立　等

・運輸業：運送補助、倉庫（仕分け）　等

・その他：事務補助（パソコン入力、スキャニング、メール便仕分等）、清掃、農作業　等

**職場実習の流れの一例**

・実習開始まで

１進路担当者による会社訪問と現場見学、仕事内容の確認、実習時期等打合せ

２学校での実習打合せ（本人・保護者・教員）

３実習依頼書等により、職場実習内容の確認と共有

４実習先への挨拶・見学（本人・教員）および通勤経路の確認等

・実習期間

教員による巡回指導

・事後指導

１実習中の生徒の様子を「実習評価票」に記録していただき、教員、生徒と共有

２いただいた実習評価票を学校に持ち帰り、職場実習の振り返りと、進路面談等を実施

職場実習は教育活動の一環として実施しますので、労働に対する報酬は一切受領しません。実習に伴う交通費、食費等も本人（保護者）負担です。また、実習中のけがや事故は、学校の保険で対応します。その他、お困りの場合などは、学校に御連絡ください。

**支援学校等生徒の職場実習に関するお問い合わせ先**

大阪府教育庁 　教育振興室支援教育課

代表電話番号：０６－６９４１－０３５１、内線４７３６まで、ご連絡をお願いいたします。